

内閣府

○総務省令第三号

文部科学省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

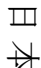

文部科学大臣 柴山 昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

別紙様式第十七号、別紙様式第十九号の二、別紙様式第二十号の二、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十二号、別紙様式第二十四号、別紙様式第二十七号、別紙様式第二十八号、別紙様式第三十七号、別紙様式第三十八号、別紙様式第四十二号、別紙様式第四十三号、別紙様式第四十四号、別紙様式第四十五号、別紙様式第四十七号及び別紙様式第四十七号の二中「」を「」に改める。

## 附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。